

市民税・都民税申告書付表
(上場株式等の所得に関する市民税・都民税申告不要等申出書)
年度 (年 分)

氏名 _____

住所 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

記入者 (本人の場合不要) _____

(注意) 以下について申告の前にご確認ください。

- 本申告は令和5年度市民税・都民税の申告期限の3月15日までにご提出ください。なお、納税通知書送達以降は課税方式を変更できません。
- 課税方式を選択した所得が源泉徴収された取引であることがわかる資料(上場株式配当等の支払通知書、特定口座年間取引報告書など)を添付(コピー可)して下さい。なお、税務署へ提出済み等の事情で提出できない場合はお申し出ください。その場合には、資料の確認ができるまで本申告の処理ができません。
- ※ 確定申告書の提出については、上記資料の添付は不要となっておりますが、市民税・都民税申告書の提出については、住民税における申告不要制度適用の可否を市が判断する必要があることから、資料の添付をお願いしております。
- 上場株式に係る損失を市民税・都民税で繰り越す場合には、本表により申告してください。申告がない場合には繰り越しができません。
- 記載内容に誤りがある場合や添付資料が確認できない場合には、確定申告のとおり課税とすることがあります。
- 申告不要(源泉徴収)を選択した所得の配当割額、株式等譲渡所得割額は課税内容に反映されません。また、所得は(非)課税証明書に記載されません。

下記に住民税において申告する金額を記載してください。

・確定申告した(する)上場株式等の所得について

市民税・都民税で申告する所得額			市民税・都民税の源泉徴収額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等			円

・上場株式に係る譲渡損失の金額(繰越損失額)の申告の場合

本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く繰越損失額	円
本年分で分離課税配当所得等の金額から差し引く繰越損失額	円
翌年以降に繰り越される損失の金額	円

裏面もご確認ください

提出前にご確認ください。

この申告に必要なもの

- 市民税・都民税申告書
- 市民税・都民税申告書付表（本表）
- 税務署に提出した（する）確定申告書の写しを朱書き訂正したもの（※1）
- 上場株式配当等の支払通知書、年間取引報告書等（※2）
（今回課税方式を選択する所得全額が源泉徴収されていることを確認できるもの）

* その他、確定申告に含めなかった控除等を市民税・都民税についてのみ申告する場合には、別紙「市民税都民税申告の手引き」を参照してください。

※1 お手数ではございますが、本申告による確定申告との変更を明確にさせていただき、取り違えなく市民税・都民税に反映するため、以下のように朱書き訂正のうえ添付してください。
（例）上場株式の譲渡・配当について申告不要を選択する場合

(単位は円)

収入金額		所得金額	
収入金額	短期譲渡	一般分	⑤
		軽減分	⑥
	長期譲渡	一般分	⑦
		特定分	⑧
		軽減分	⑨
		一般株式等の譲渡	⑩
	上場株式等の譲渡	⑪	1389600
	上場株式等の配当等	⑫	53000
	先物取引	⑬	0
	山林	⑭	
退職	⑮		
所得金額	短期譲渡	一般分	59
		軽減分	60
	長期譲渡	一般分	61
		特定分	62
		軽減分	63
		一般株式等の譲渡	64
	上場株式等の譲渡	65	989600
	上場株式等の配当等	66	53000
	先物取引	67	0
	山林	68	
退職	69		

※2 既に税務署に提出した確定申告書にすべて添付してしまった等の事情により、源泉徴収されていることを証明する書類の添付ができない場合には、市で源泉徴収されている旨の確認ができるまで本申告の反映ができません。ご理解いただきますようお願いいたします。

注意事項

- 1 「上場株式等の配当所得」については、総合課税、申告分離課税、申告不要制度の3つの課税方式から、所得税と市民税・都民税それぞれで異なる課税方式を選択できます。
「特定公社債等の利子所得等」及び「上場株式等の譲渡所得等（源泉徴収ありの特定口座）」については、申告分離課税、申告不要制度の2つの課税方式から、所得税と市民税・都民税それぞれで異なる課税方式を選択できます。
※なお、一般株式等（上場株式等以外の株式等）に係る譲渡所得等につきましては、申告不要制度を選択することはできません。また、上場株式等に係る譲渡所得であっても、簡易申告口座または、一般株式口座の場合は、源泉徴収がないため、申告不要制度を選択することはできません。
- 2 源泉徴収口座の譲渡所得等又は同一口座の配当所得の申告は、次の点に注意してください。
 - (1) 課税方式の選択は口座ごとの選択です。（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）
 - (2) 譲渡所得等の黒字の金額と同一口座の配当所得のいずれかのみを申告することもできます。ただし、譲渡損失の金額を申告する場合には、その口座の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 3 この申告により扶養者又は被扶養者の所得が減少し、扶養控除が適用できる範囲に変更された場合に、控除の適用を受けるには別途、扶養者の「市民税・都民税申告書」の提出が必要となります。
- 4 記載内容に誤りがある場合や添付資料が確認できない場合等に、確定申告のとおりとすることがあります。
- 5 本申告の内容と係わる項目について確定申告の内容に後日訂正がある場合には、訂正された内容での申告があらためて必要となります。
- 6 この申告書を提出すると、所得税と市民税・都民税とで「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除額」・「翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失額」が変わる場合があります。今後も損失額を繰り越すには、毎年市民税・都民税の申告をする必要があります。
- 7 この申告書は市民税・都民税の納税通知書が送達される時までに提出がないと、無効になりますのでご注意ください。